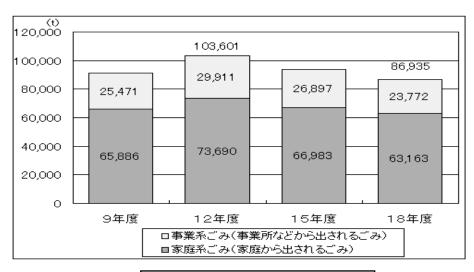
# 家庭系ごみの有料化に関する資料 ~皆さんのご意見をお聞かせください~

この資料は、山形市清掃問題審議会からの中間答申を受け作成したものであり、家庭系ごみの有料化について、決定したものではありません。 家庭系ごみの有料化は、市民のみなさんの生活に密接かつ直接に関係するものであることから地区懇談会を開催し、広くご意見をいただくこととしました。いただいたご意見は、審議会へ報告し、最終答申をいただく予定をしております。その後、実施にあたっては、市議会での議決を経て、十分な周知・準備期間をとって、市民のみなさんのご理解とご協力のもとすすめていきたいと考えております。

#### 1 ごみの現状



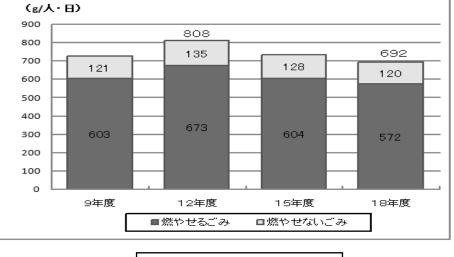
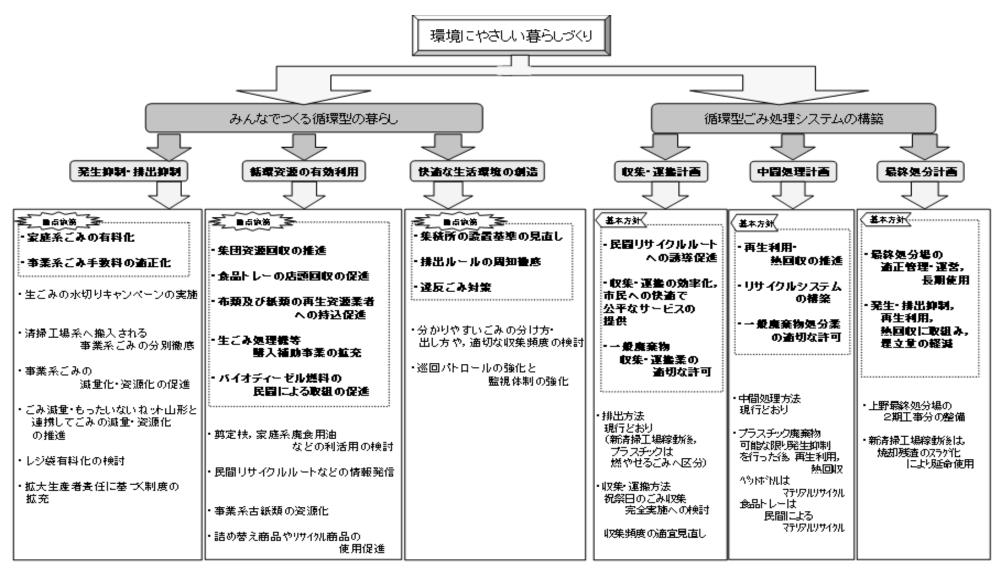
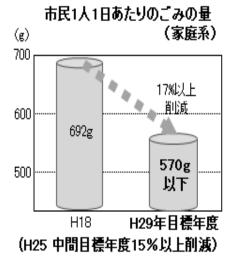
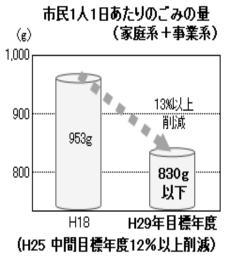


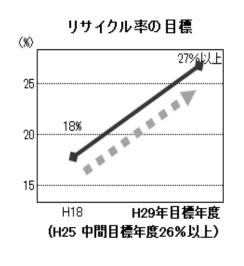
図1 山形市の1年間のごみの量(家庭系+事業系) 図2 市民1人1日あたりのごみの量(家庭系)

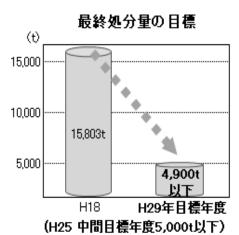
## 2 山形市のごみ処理に関する考え方(ごみ処理基本計画)











## 3 家庭系ごみの有料化

#### 家庭系ごみ有料化とは?

家庭から出されるごみの、収集・処理・処分経費は、現在全て市民 のみなさんの税金で賄われております。有料化はその経費の一部 を手数料として、市民のみなさんに負担してもらうことです。

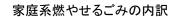
#### 今も有料化なのでは?

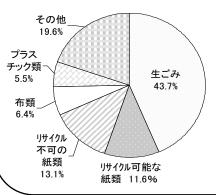
今現在, 市民の皆さんに使用していただいているごみ袋は, 分別・ 収集を分かりやすくするための手段として, 市民の皆さんにご協力 いただいているもので, 手数料としてお支払いいただいているもので はありません。



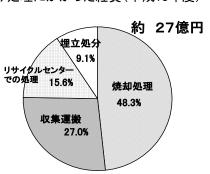
#### 有料化の目的

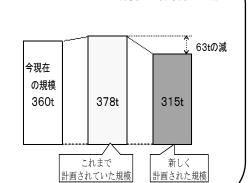
- ①ごみ減量化・資源化の促進
- ②ごみ処理負担の適正化と公平性の確保
- ③ 処理施設への負担軽減と経費節減





## ごみ処理にかかった経費(平成18年度)





ごみ減量による清掃工場規模の縮小

#### (1)有料化の対象範囲

対象	燃やせるごみ, ビン・カン, ペットボトル, プラスチック類 雑貨・小型廃家電類, 埋立ごみ, 粗大ごみ
対象外	水銀含有ごみ、古紙類

# (3)手数料の徴収方法

- (1)「指定袋制」が望ましい。
- (2) 指定袋に入らない一辺1m未満のごみは新たに「シール」制が 望ましい。

## (5)手数料の料金設定

- (1) 一世帯(2.65人)あたり月額500円程度が望ましい。
- (2) 1リットルあたり1円程度が望ましい。
- (3) 近隣自治体との均衡が取れていることが望ましい。
- (4) ビン・カン, ペットボトルについては燃やせるごみの半額程度 とすることが望ましい。

項目	60 hy	35 ¦"	20 hr
燃やせるごみ	60円	35円	20円
ビン・カン	_	17円	10円
ペットボトル	_	17円	10円
プラスチック類	_	35円	20円
雑貨品・小型廃家電類	_	35円	20円
埋立ごみ(新設)	_	_	20円
袋に入らないごみ(新設)	(	60円(共通シール)	

周辺他市の大袋料金 天童市 燃やせるごみ40円/35以 寒河江市 燃やせるごみ50円/35以

有料化手数料収入の使途

- (1) ごみ袋製造費, 販売・保管委託料等
- (2) 循環型社会形成施策での活用
- (3) 環境・美化施策での活用

# (2)有料化の料金体系

単純比例型が望ましい

ごみを排出する場合は、ごみ袋を購入し、袋を使って出した分だけ お金がかかる仕組みです。

県内自治体では全てこの方法で有料化が行なわれています。 また、全国の実施自治体の9割でもこの方法が採用されています。

# (4)指定袋等の種類

- (1) 指定袋の種類については、これまでと同じ種類に加えて、埋立ごみ用の指定袋小袋(20%)を設定することが望ましい。
- (2) 袋に入らないごみに貼り付ける新たなシールについては、一種類の共通収集シールが望ましい。
- (3) 他地域からの持ち込みごみの抑止等の観点から、各集積所を利用する住民の判断で活用できる枠を設けることが望ましい。
- (4) ごみ袋の名称については、近隣市町と整合性を図ることが望ましい。

容量		60¦%	35 <sup>1</sup> / <sub>1</sub> ,	20 <sup>1</sup> / <sub>1</sub> %
<b>+</b> -	有料化前	大袋	中袋	小袋
表示	有料化後	特大袋	大袋	小袋

#### (6)配慮すべき事項

- (1) 負担軽減
  - ① 現行減免制度のある生活保護世帯
  - ② 福祉制度の紙おむつ支給事業利用者
  - ③ 乳幼児に紙おむつを利用している世帯
- (2) 不法投棄・不適正排出対策
  - ① 啓蒙・啓発活動
  - ② パトロールの強化
- (3) 集積所等の美化活動支援
  - ① ボランティア袋・シールの支給
- (4) 有料化実施にあたって
  - ① 市民の理解と協力の必要性
  - ② 新制度切り替え時の十分な周知
  - ③ 市民へのわかりやすい情報の提供